

平成25年1月24日

異議申立書

次のとおり異議申立をする。

第1項 異議申立人の住所、氏名、年齢

(省略)

第2項 異議申立について

1 異議申立に係る処分について

大阪市教育局委員長長谷川恵一の平成25年1月18日付けの申立人らに対するもと精華小学校・もと精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル計画提案に係る審査決定処分

2 前項の処分があったことを知った年月日

平成25年1月21日

3 異議申立の趣旨

1号記載の処分を取り消す、との採決を求める。

4 異議申立の理由

(1) プロポーザルの条件関係について

ア 解体を条件とする点で不合理である

本プロポーザルでは、約1億8千万円をかけて改修を行った北側校舎部分を解体することが条件となっている。しかし、同校舎部分は、文化財としての価値は貴重である。また、解体などせずに、活用することは十分可能である。大阪市教育局委員長は、旧校舎部分につき耐震性が不十分と判断しているようであるが、そもそも耐震性の判定が十分に行われていない。申立人らは、補修すれば十分に活用できると考えている。

したがって、解体を前提とした条件自体が不合理であるというべきである。よって、かかる条件を前提としたプロポーザルの審査は、不相当である。

イ 条件関係が曖昧な点もある

第1に、コンセプトが曖昧である。本件は大阪市の公有財産である。かつ、大阪市教育局委員長は、いかなるビジョンの下で本プロポーザルを行っているのかを明示する必要がある。しかし、そのようなビジョンやコンセプトが極めて曖昧となっている。

第2に、条件関係が十分に開示されていない点もある。例えば、敷地与件として非常に影響の大きい接道条件が敷地境界未確定のためはっきりしていない。

本プロポーザルを行うのに際して、十分な情報が提供されてもいない。

よって、条件関係で不明瞭な点が極めて多いと言うべきである。

したがって、かような曖昧な条件下でのプロポーザルは著しく不相当である。

(2) 審査された事項について～他事考慮の審査

本件の募集は、プロポーザル方式によるものである。一般に、プロポーザル方式とは、提案内容の評価点の最も高い提案を選定するものである。しかし、本プロポーザルは、事実上、提案内容で事業者を選別するものではなく、本件土地などの買い取り価格が最も高額な金額を提案できる業者を選別することになっている。資金関係は、明示的な審査対象となっていないから、審査において本来考慮すべきではない事柄である。しかし、本プロポーザルでは、資金関係が決定的な要素になっていると思われる。

したがって、本来考慮すべきではないことを考慮して審査しているから、審査は、著しく不相当または違法である。

(3) 手続について

手続についても十分ではない。具体的には次の通りである。

第1に、全提出案を公開していないし、全提出案に対する審査員の講評も公開していない。第2に、誰が具体的にどのような方法で審査したのかも明らかにされていない。第3に、優秀事業者を選んだ理由や不採用となった理由などについても全く公開されていない。第4に、何ら告知聴聞の機会も与えられていない。

以上から、本プロポーザルは、不十分な手続の下でなされたものであるから、著しく不相当または違法である。

第3項 処分庁の教示

- 結果について、不服のある場合は申立が出来ます。不服を申し立てようとする場合は1月23日（水）及び1月24日（木）の午前9時30分から午後5時までの間に教育委員会事務局総務部施設整備課（管財グループ）まで申し出てください。
- 申し立ては本プロポーザルの申込者（土地の共有による応募の場合は、代表者及び全ての共有者）から文書により行うこととし、申し立て理由を記載してください。

以上